

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた市長メッセージ

4月5日以降、宮城県など複数の府県が特措法に基づく「まん延防止等重点措置」の実施区域とされ、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県が4月25日から5月11日まで緊急事態宣言の実施区域とされました。

岩手県では、3月中旬から新規患者が急増しており、広がり懸念される変異株と相まって予断を許さない状況となっています。

奥州市においても、3月下旬から連日のように新規患者が確認されており、感染経路が不明なものに加え、家庭内での感染が散見されるなど、これまでにない緊迫した状況になっています。

このように全国的に感染が拡大している中、これ以上の感染拡大を防ぐためには、これから迎える大型連休の過ごし方が重要です。

これまでも、市民の皆さまには感染防止策を徹底していただいておりますが、大型連休を前に改めて次の感染防止策にご協力いただきますようお願いいたします。

【不要不急の往来自粛等】

- ・ 不要不急の帰省や旅行など、「緊急事態宣言の実施区域」及び「まん延防止等重点措置の実施区域」との往来は、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。
- ・ 緊急事態宣言の実施区域 東京都、京都府、大阪府及び兵庫県
- ・ まん延防止等重点措置の実施区域
宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県
- ・ 上記を除く県外の地域との往来は、感染が拡大していないか、また、外出の自粛等が要請されていないか確認し、慎重に判断するようお願いいたします。

【基本的な感染防止策の徹底】

- ・ 職場だけでなく家庭も含む全ての場において、手洗い、常時マスクの着用、三密の回避などの基本的な感染防止策に努めるようお願いいたします。
- ・ 飲食につながる会合などを開催する場合は、大人数や長時間に及ぶ飲食を避け、マスクなしでの会話等感染リスクが高まる場面に注意するようお願いいたします。
- ・ 業務から休憩など「居場所の切り替わり」は、マスクなしでの会話等感染防止意識が緩みがちで、感染リスクが高まることから、休憩室、喫煙所、更衣室などでも感染防止を強く意識するようお願いいたします。

感染者や濃厚接触者、医療従事者やそのご家族などに対する差別や偏見、誹謗中傷などの行為は厳に慎み、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

令和3年4月27日

奥州市長 小沢昌記